岐 阜

県

公 報 (1)

毎週

第 和 兀 告 六 百 年

五

+

七

号

月

五

日

目 次

示

告

道路の区域変更 保安林に指定する予定である旨の通知

指定納付受託者の指定 土砂災害特別警戒区域の指定 土砂災害警戒区域の指定

公

報

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手続に関す

公 示

県営土地改良事業の換地処分

土地改良事業の工事の完了

開発行為の工事の完了 土地改良区役員の退任

土地改良区役員の退任及び就任

落札者等に関する公示

る規程の一部を改正する訓令

教育 総 務 課

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

土砂の崩壊の防備

地

整

備

建

企築 指

導課

九七七六六五

(恵那土木事務所 (揖斐農林事務所 (西濃農林事務所

五

指定の目的

恵那市上矢作町字古瀬一六七一の二

保安林予定森林の所在場所

(旅券センター)

持課)

課

砂 道 森

林 路

全

課

岐阜県告示第一号

示

維 保

五四三三

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

令和六年一月五日

岐阜県知事

古 田

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

郡上市八幡町小那比字洲良々五〇三一、五〇三五の一の一、五〇三五の二

指定の目的

岐阜県告示第二号

- 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。 字洲良々五〇三一・五〇三五の一の一・五〇三五の二 (以上三筆について次の
- 図に示す部分に限る。)
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

岐阜県告示第四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和六年一月五日

岐阜県知事

古

田

保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的 〇九九・字露ケ洞一一七一の一・一一七一の三・字中ケ洞一一八九(以上七筆につい 露ケ洞一一七〇、字中ケ洞一一八三から一一八八まで て、次の図に示す部分に限る。)、字西南洞一〇七六から一〇七九まで、一〇八二、字 郡上市和良町下洞字南切七八五の一・七八五の二・和良町沢字西南洞一○七四・一

土砂の流出の防備

3)

岐阜県告示第六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

Ξ

- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 次のとおりとする。

岐阜県告示第五号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和六年一月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和六年一月五日

岐

岐阜県知事 古 田

池田		類の道 種路 路 線
内をデージュニョー・サ		区間
後	前	別前変区 後更域
111÷ =	一八· 一〇孔· 五	ル (メート ト 幅
一三四・九	一三四	ル (メート 借
		備考

土砂災害の発生

同条第四項の規定により告示する。 岐阜県知事 古 田

令和六年一月五日

第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、

三ツ谷 12 域 の 名 称	高山市清見町三ツ谷 高山市清見町三ツ谷 地 の 所 在 地	次の図のとおり 次の図のとおり
三 ツ谷 1 13	高山市清見町三ツ谷	次の図のとおり
三 ツ谷 14	高山市清見町三ツ谷	次の図のとおり
坂下 20	高山市清見町坂下	次の図のとおり
夏 服 13	高山市清見町夏厩	次の図のとおり
夏 既 14	高山市清見町夏 厩	次の図のとおり
上小鳥9	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり
大谷8	高山市清見町大谷	次の図のとおり
無数河4	高山市久々野町無数河	次の図のとおり
無数河 5	高山市久々野町無数河	次の図のとおり
立岩	高山市朝日町立岩	次の図のとおり
青屋1	高山市朝日町青屋	次の図のとおり
青屋 2	高山市朝日町青屋	次の図のとおり
青屋3	高山市朝日町青屋	次の図のとおり
青屋 4	高山市朝日町青屋	次の図のとおり
青屋 5	高山市朝日町青屋	次の図のとおり
大廣	高山市朝日町大廣	次の図のとおり

第	457	号	岐	阜	県	公	報	令和6年1月5日	(4)

上小鳥洞2	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり	土石流
上小鳥洞3	高山市清見町上小鳥	次の図のとおり	土石流
大谷洞	高山市清見町大谷	次の図のとおり	土石流
甲洞	高山市朝日町甲	次の図のとおり	土石流
青屋洞	高山市朝日町青屋	次の図のとおり	土石流

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務

岐阜県告示第八号

より指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十一条の二の三第一項の規定に

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田

株式会社NTTデータ 目三番三号 東京都江東区豊洲三丁 及び住所 指定納付受託者の名称 の指定を した日 指定納付受託者 七日 令和五年十月十 納付させる歳入 マイナポータルを 指定納付受託者に 申請に係るクレジッ 経由する旅券発給 の旅券発給手数料 て納付する岐阜県 トカードを利用し 期間 から同年三月三十 指定納付受託者に 令和六年二月五日 歳入を納付させる 一日まで

岐

教 育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

各県立学校 **事務局一般**

> 令を次のように定める。 岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手続に関する規程の一部を改正する訓

令和六年一月五日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

雄

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手続に関する規程の一部を改正す

県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。 岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手続に関する規程(昭和四十一年岐阜

の二の次に次の一号を加える。 た」を「した職員の配置換えをした」に改め、同号を同条第十号の四とし、同条第十号 した」に改め、同条第十号の三中「された職員が異動し、任期の定めのない職員となつ 第二条第十号の二中「が異動し、期限の定めのない職員となつた」を「の配置換えを

十 の 三 職員の定年前再任用を行い、又は定年前再任用をした職員の配置換えをした

場合 附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

公

示

県営土地改良事業の換地処分

条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。 **県営土地改良事業阿木地区の換地処分を令和五年十二月七日にしたので、同法第八十九** 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

令和六年一月五日

岐阜県知事 古 田

令和 五・ 五・二二 七号の四 五・ 五・二二

部瑞穂市祖父江字伯母塚中二八三番一の一部及び二八四番一の

番開発許可

び 年 月 (変更許可

日

開

発 X 域 又

は I

X

に

含

ま れ る

地

域 の 名

称

開

発許

可

「岐阜県指令中建築第) 令和 四・ 四・一四 の六

山一八九五番及び一九〇六番二関市西田原字クゴミーハ七八番、

一八八八番、同市西田原字西

【第二工区】

第

一部、三八〇八番一の一部、三八〇九番三、三美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八三八〇七番一、

三八一〇番、三八

一及び三八

457

号

| 令和 五・一〇・一+ 五九号の五

五・一〇・一九

令和 五・

五

一 : . . 六

県営土地改良事業の換地処分

十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。 **県営土地改良事業えな南部地区の換地処分を令和五年十二月十日にしたので、同法第八** 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

令和六年一月五日

土地改良事業の工事の完了

古 田

岐阜県知事

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九

令和六年一月五日

十五号) 第百十三条の三第三項の規定により公示する。

報

岐阜県知事 古 田

肈

経営体育成基盤整備事業 業 **ത** 種 類 栗 施 行 に 原 係 る 地 地 X 名 X 令和 I 事 四 完 了 年 三・一八 月

日

開発行為の工事の完了

第三十六条第三項の規定により公示する。 次の開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)

令和六年一月五日

岐阜県知事 田

肇

古

代表取締役 齋 藤 幸 二 なく 株式会社サイトウ は阜県岐阜市西改田東改田入会地二番地 代表取締役 小 原 明株式会社岐阜住宅サービス岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋五五二 愛知県名古屋市中村区椿町一七番一五号 メイラ株式会社 代表取締役 を受け 大 た 者 の 橋 住 所 及 び 氏 郎 真 名

(7)	令	和6年	∓ 1,5	∃ 5 E	3		ı	吱	阜	J.	!	公	蓒	8						第	45	57	号
区連合 同 岡 部 栄 一 揖斐郡揖斐川町長良五〇七番地一土地改良 亭二十二 一 一 一 一 一 一 一 一 大垣市外野一丁目 一 四六一番地一一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		上 也 艮 壬	退任した役員	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和六年一月五日	定により公示する。	とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、次の	土地改良区役員の退任及び就任		★ 日本 日本	高頁角子 令印 监督 山 日 一 券 再建方每建丁安日沂日 己是是, 4 人 4	文 N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	退任した役員		岐阜県知事。 古田 筆 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和六年一月五日	公示する。	良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定に、「一」、「一」、「一」、「一」、「一」、「一」、「一」、「一」、「一」、「一」	土地孜良法(玿和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七頃の規定により、次の	土地改良区役員の退任			五九号の三位
	同一久保田芳一德,揖,斐郡池田町沓井 一四八番地	同下,野,信,博士揖斐郡池田町杉野 一三九番地	同 一若,国图 正,信一安八郡神,严町大字落,合八一九番地	同竹中、喜り一安八郡神戸町大字神戸六八二番地の一	同下,野,正,直、安八郡神,戸町大字安次、五二四番地	同一桑原一義、安八郡神戸町大字田四〇〇番地の一	同石 崎、松、雄、揖,斐郡池田町六之井、六七一番地	同 竹中 輝美 安八郡神戸町大字横井五二三番地の五	同 内田 博人 揖斐郡大野町大字野一一五六番地二	同 國人 枝 義表 弘 揖斐郡大野町大字加納一九六番地二の一	同一一若原、敏、幸、揖,斐郡大野町大字下方五九〇番地一	同 山村一茂。正、揖斐,郡大野町大字松山小字松山二一〇番地二	同 小川信勝 揖斐郡大野町大字中之元八四七番地八	同長、沼、建治郎、揖斐郡大野町大字小衣斐一〇四番地一	同 國一枝(慎太郎) 揖斐郡大野町大字加納七五七番地三	同 國人 枝治 彦 揖斐郡大野町大字加納六二八番地一	同川、地震市元 赞人都赞人老町室原 五四四番地一	同早、野り博文、不破郡垂井町綾戸八九〇番地の一三	同 藤井 弘 之 安八郡神戸町大字神戸八六五番地の六	同一一 岡 崎 和 夫 人 揖斐郡池田町沓井 五四三番地	同 宇佐美 晃 三 揖斐郡大野町大字領家一八八番地五			

同

弘

養老郡養老町室原

五四四番地

不破郡垂井町綾戸八九〇番地の一三 安八郡神戸町大字神戸八六五番地の六

五四三番地

同 同 同

守

文

不破郡垂井町府中二四五七番地の 不破郡垂井町表佐一八一四番地の

同 同 同 同 同 同 同

田 田

安八郡神戸町大字丈六道三九七番地の一

安

安八郡神戸町大字田

画

雄

揖斐郡池田町上田三七〇番地の

揖斐郡大野町大字野一一五六番地口 揖斐郡大野町大字加納一九六番地二の

安八郡神戸町大字末守五三七番地の一

同 同

大垣市長松町

〇九七番地

同 同

Ш 小

村 Ш

茂

正

揖斐郡大野町大字松山小字松山二一〇番地二

揖斐郡大野町大字中之元八四七番地八

信

敏

揖斐郡大野町大字下方五九〇番地

弘 幸 大垣市南若森町二丁目

五二番地

小

田 林 村

大垣市青野町

六九一番地 五二番地

大垣市三津屋町三丁目 五二番地一

和 幹 正 正

大垣市興福地町一丁目

古宮山

同

田

大垣市野口一丁目

____番地_

同 同

沼

揖斐郡大野町大字小衣斐一〇四番地一 揖斐郡大野町大字加納七五七番地三 揖斐郡大野町大字加納六二八番地一

枝

慎太郎

同

髙

滋

大垣市直江町

三三三番地

Ξij

枝

治

彦

同

大垣市加賀野一丁目

六四〇番地一

区土西 連地濃 合改用 良水	改土 良 区 名地	就任した
₌ 令 =和 =	年就 月	ん役員

日任 元 役名 同 宇佐美 岡 氏 岡 﨑 部 田 栄 和 晃 夫 名 揖斐郡揖斐川町長良 五〇七番地 住 揖斐郡池田町沓井 揖斐郡大野町大字領家一八八番地五 大垣市外野一丁目

四六一番地

所

久保山 水 正 正 司 養老郡養老町橋爪 揖斐郡揖斐川町福島 安八郡神戸町大字北一色六六八番地 大垣市津村町一丁目 養老郡養老町竜泉寺 養老郡養老町宇田 四一五番地一 二四九番地 二二七番地 四七番地五 二八五番地

同 同 同 同 同 同 同 同 古宮山 髙 正 正 正 正 信 弘 秋 雄 茂 滋 司 夫 信 雄 大垣市高渕三丁目 大垣市南若森町二丁目 大垣市加賀野一丁目 大垣市直江町 安八郡神戸町大字南方一〇二四番地 揖斐郡池田町宮地 安八郡神戸町大字落合 八一九番地 安八郡神戸町大字川西 五二二番地 大垣市三津屋町三丁目 大垣市野口一丁目 大垣市長松町 揖斐郡池田町杉野 大垣市興福地町一丁目 大垣市青野町 九五八番地の 六四〇番地一 三三三番地 一〇九七番地 五二番地 ||番地| 五〇番地 一三九番地 六九一番地 五二番地 五二番地